

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、10月29日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**乗所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナコールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396 

相談票に記入のうえ、送信

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

保管をお願いします 新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を2回終了したあとも保管をお願いします。

また、ワクチン接種に関する最新情報は区ホームページをご覧ください。



墨田区コロナワクチン 接種問い合わせダイヤル

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

☎6734-0307

午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



申請の受け付けは11月30日まで
新型コロナウイルス感染症の影響による
休業や失業で生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」 「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**11月30日まで**無利子で行っています。なお、**原則郵送受け付けです**。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象]休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**[貸付上限額]**20万円以内**[償還期間]**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象]失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**[貸付上限額]**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**[貸付期間]**原則3か月以内**[償還期間]**10年以内(均等月賦償還)

[申込み]

墨田区社会福祉協議会☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)



墨田区社会福祉協議会

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照

受給を終了した方の再申請の受け付けは11月30日までです

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、11月30日までです**。なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

[対象]申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(令和2年度中に新規申請し受給を開始した方のみ最長12か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照



[問合せ]暮らし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内)☎5608-6289

申請の受け付けは11月30日(消印有効)までです

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。**申請期限は11月30日(消印有効)です**。

[対象]東京都社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯(総合支援資金の再貸付けが終了した世帯や11月までに終了する世帯、再貸付けが不決定となった世帯)の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり**[月額支給額]**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**[支給期間]**最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター☎6735-3903 *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)

11月は児童虐待防止推進月間 児童虐待に関する相談窓口

秘密は守られ、匿名での連絡も可能です!

新型コロナウイルス感染症の影響による生活不安やストレスで児童虐待が増えています。ひとりで抱え込まず、ご相談ください。

[問合せ]子育て支援総合センター☎5630-6351

児童虐待とは? 子どもに対する次のような保護者の行為です

身体的虐待

殴る・蹴る・やけどをさせる・戸外に締め出すなど

心理的虐待

子どもの前でのDV(配偶者等への暴力・暴言等)・無視・言葉での脅し等

ネグレクト(養育放棄)

食事を与えない・家に閉じ込める・学校に行かせない等

性的虐待

性的関係を強要する・性的な被写体にする・性器などを見せる等

お父さん・お母さんへ

子育ての悩み、ひとりで抱え込まず相談を!

■両国子育てひろば☎3621-1314(相談専用)

■文花子育てひろば☎3616-0393(相談専用)

[受け付け]午前9時～午後6時(月曜日・祝日・年末年始を除く)

■子育て支援総合センター☎5630-6677(相談専用)

[受け付け]月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く)

地域の方へ

「おかしいな、虐待かも?」と感じたら迷わず連絡を!

■子育て支援総合センター☎5630-6351

[受け付け]月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く)

■江東児童相談所☎3640-5432

[受け付け]月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)



夜間や休日の緊急時

*年末年始もこちらに連絡(通報)を!

■児童相談所全国共通ダイヤル☎189(24時間受け付け)

■東京都児童相談センター☎5937-2330

生命に関わるような緊急時

■本所警察署☎5637-0110

■向島警察署☎3616-0110